

下関市指定管理候補者選定委員会（下関市島戸診療所）

1 開催方法

書面開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）

2 開催日程

令和3年10月25日から令和3年10月29日まで

3 議 題

- ・下関市島戸診療所に係る指定管理候補者選定について

4 配布資料

- ・事務局得点案及び説明資料
- ・意見・質問書
- ・【説明資料】指定管理候補者とは
 - 別紙1 地方自治法（関係条文抜粋）
 - 別紙2 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
 - 別紙3 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ・【説明資料】選定委員会について
- ・【説明資料】医療法人社団若草会 木本クリニックについて
- ・申込要項
- ・仕様書
- ・審査基準
- ・申込団体からの申込資料一式

5 開催概要 ※次頁以降

下関市指定管理候補者選定委員会（下関市島戸診療所）【概要】

開催日程：令和3年10月25日（月）～令和3年10月29日（金）

開催方法：書面開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）

下関市指定管理候補者選定委員会（下関市島戸診療所）

： 杉浦委員長、坂井委員、石丸委員

議 題

・下関市島戸診療所に係る指定管理候補者選定について

＝質疑応答・意見等＝

選定委員	<p><u>項目2-② 公共の倫理・法令順守について</u></p> <p>事務局案では「公共の倫理・法令順守についての記述はないが、医療法人及び医師は各種資格法令等に則って活動しなければならないため、記述がないことによる減点を行わない。」という理由で標準点の6点としているが、「公共の倫理・法令遵守についての記述がある」という審査基準と矛盾が生じている。</p> <p>事業計画書の管理運営に関する基本方針に「医療を通じて社会に貢献する」、個人情報の保護の措置については、法令を遵守することが明示しているので、「具体的な方策はないが最低限の記述はある」として6点とするか、「一部については記述されているが全体としては不十分である」として4点とするかのどちらかが望ましいと考えられる。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、審査基準との整合性を鑑み、「具体的な方策はないが最低限の記述はある」として6点にさせていただきたい。</p>
選定委員	<p><u>項目3-② 経営状況について</u></p> <p>損益計算書では事業損失を営業外収益でカバーして何とか経常利益を確保しており、決して経営状態が良好とは言えないが、貸借対照表から財務状況を判断すると、自己資本比率は健全な領域であるので、標準点の6点としたい。</p>

＝審査結果＝

採点合計7.4点

（全ての項目が標準点であった場合の得点合計6.6点を上回る）

医療法人社団若草会木本クリニックは、下関市島戸診療所の指定管理候補者として適当である。